

各位

平成 21 年 4 月 27 日
SBI アーキオリティ株式会社

「住宅瑕疵担保責任保険」取次ぎサービス開始のお知らせ
～平成 21 年 10 月 1 日施行 住宅瑕疵担保履行法対応「ハウスプラスすまい保険」の取次店業務～

指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関業務を行うSBIアーキオリティ株式会社(東京都千代田区 代表取締役: 廣瀬良一 以下「当社」といいます。)は、この度、ハウスプラス住宅保証株式会社(国土交通大臣指定住宅瑕疵担保責任保険法人 第 3 号)の委託を受けて「ハウスプラスすまい保険」の保険募集業務を開始いたします。

新築住宅の供給者(以下「売主等」といいます。)は、平成 12 年に成立した「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、瑕疵担保責任(住宅引渡し後 10 年間の瑕疵修補義務)を負うことになっていますが、耐震偽装問題を契機に瑕疵担保責任を果たすために十分な資力を持たない住宅供給者の存在が明らかになりました。

このことから、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」が平成 19 年に成立し、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定や特別紛争処理体制が順次整備され、本年 10 月 1 日からは、売主等に対し「資力の確保」を義務付ける住宅瑕疵担保責任保険の制度が施行されることになりました。

当社では、今回開始する住宅瑕疵担保責任保険の取次店業務を通じてより多くの住宅取得者にとって、安心と良質な住宅の獲得を支援するとともに、性能に優れた住宅の普及と適正な住宅市場の形成及び良好な住環境の整備に貢献するものと考えております。

当社は、これからも顧客の皆様のための建築品質、建築価値の確保と向上を支援すべく、様々な建築関連業務及び各種サービスの提供に努めてまいります。

■当社が行う、住宅瑕疵担保責任保険取次店の業務概要

- 1)業務の内容 :「ハウスプラスすまい保険(ハウスプラス住宅保証株式会社が提供する保険商品)」
の 保 険 募 集 業 務 詳 細 は こ ち ら
<http://www.houseplus.co.jp/service/sumaihoken.html>
- 2)業務の対象建築物 :新築住宅
- 3)業務の対象区域 :日本全域

■当社の概要 (平成 21 年 4 月 27 日現在)

- 1)商号 :SBIアーキオリティ株式会社
- 2)代表者 :代表取締役 廣瀬 良一
- 3)所在地 :東京都千代田区五番町 4 番地 5 五番町コスモビル 3 階 〒102-0076
- 4)URL :<http://www.sbiaq.co.jp/>
- 5)資本金 :2 億 0017 万 5000 円
- 6)主な事業内容 :指定確認検査機関(国土交通大臣指定第 18 号)として行う、建築確認検査業務
登録住宅性能評価機関(国土交通大臣登録第 33 号)として行う、住宅性能評価業務
CASBEE評価認証機関(IBEC 機関認定第 2 号)として行う、CASBEE評価認証業務
住宅及び建築物の調査、検査、診断及び鑑定、エンジニアリング・レポートの作成業務

本リリースに関するお問い合わせ先:SBIアーキオリティ株式会社 管理本部 総務管理グループ 03-5226-2433